

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月7日

【四半期会計期間】 第18期第3四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

【会社名】 ルネサスエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 Renesas Electronics Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 柴田 英利

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 企業法務部長 橋口 幸武

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

【電話番号】 03(6773)3000(代表)

【事務連絡者氏名】 企業法務部長 橋口 幸武

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 第3四半期 連結累計期間	第18期 第3四半期 連結累計期間	第17期
会計期間		自 2018年1月1日 至 2018年9月30日	自 2019年1月1日 至 2019年9月30日	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
売上収益 (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	568,767 (179,858)	526,241 (183,357)	756,503
税引前四半期(当期)利益 (損失)	(百万円)	69,381	6,679	67,723
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益(損失) (第3四半期連結会計期間)	(百万円)	61,961 (11,776)	7,411 (3,761)	50,989
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益	(百万円)	55,195	44,684	18,248
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	633,923	593,779	598,100
資産合計	(百万円)	1,125,293	1,666,000	1,055,235
基本的1株当たり四半期(当期) 利益(損失) (第3四半期連結会計期間)	(円)	37.16 (7.06)	4.39 (2.21)	30.57
希薄化後1株当たり四半期(当期) 利益(損失)	(円)	37.07	4.39	30.50
親会社所有者帰属持分比率	(%)	56.3	35.6	56.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	111,084	122,798	172,308
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	64,763	730,071	80,872
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,494	547,479	39,251
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	184,523	124,330	188,820

(注) 1. 第17期より国際財務報告基準(以下「IFRS」)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

- 第18期第1四半期連結累計期間から当社の監査人は交代しており、IFRSに基づき作成された第17期第3四半期連結累計期間の連結財務諸表につきましては、前任監査人による四半期レビューの対象となっております。ただし、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づき作成された第17期第3四半期連結累計期間の連結財務諸表については、前任監査人によって四半期レビューが実施されております。
- 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
- 第18期第3四半期連結累計期間の希薄化後1株当たり四半期損失は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため基本的1株当たり四半期損失と同額であります。
- 第18期第3四半期連結累計期間において、当社が発行する新株予約権は希薄化効果を有していないため、希薄化効果調整後1株当たり四半期利益の算定に含めておりません。
- 当第3四半期連結会計期間において、2019年3月30日付で完了したIntegrated Device Technology, Inc.(以下「IDT社」と)との企業結合について、取得原価の配分の見直しを行いました。そのため、第18期第3四半期連結累計期間の主要な連結経営指標等について、取得原価の配分の見直しの内容を反映させておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結累計期間における主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

2019年3月30日付で、当社は、IDT社の株式取得を完了したことにより、同社を完全子会社化しました。

この結果、2019年9月30日現在では、当社グループは、当社および連結子会社88社（国内4社、海外84社）により構成されることとなりました。

なお、当社グループは、半導体専門メーカーであります。その事業を分類してより適切に経営情報の開示を行うため、当第3四半期連結累計期間より「自動車向け事業」および「産業・インフラ・IoT向け事業」を報告セグメントとしてのセグメント別の開示を行います。詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 6 . 事業セグメント」に記載のとおりであります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は、以下のとおりであります。なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

また、文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(7) 戦略的提携および企業買収

当社グループは、事業拡大や競争力の強化などを目的として、重要な技術や製品の研究開発、生産などの分野において、第三者との間で、共同出資関係を含む戦略的提携や企業買収を実施することがあり、例えば、2017年2月には米国の半導体企業であるIntersil Corporation（以下「旧インターシル社」）を、また、2019年3月には米国の半導体企業であるIDT社を買収しております。当社グループでは、これらの提携や買収にあたって、投資回収や収益性などの可能性について様々な観点から検討していますが、事業遂行、技術、製品、人事、システム、関連当局の独占禁止法（競争法）への対応などの面で統合に時間と費用を要することに加え、資金調達、技術管理、製品開発などの経営戦略について提携先・買収先と不一致が生じたり、提携先・買収先において財務上その他の事業上の問題が生じた場合などに、提携関係・資本関係を維持できない、または買収時に想定していた投資回収や収益性を実現できなくなる可能性があります。また、提携先・買収先の主要顧客や主要人員を維持・確保できないことなどにより、想定していたシナジーやメリットが実現できない可能性があるなど、提携や買収が当初の期待通りの目的を達成できる保証はありません。

(10) 筆頭株主である㈱INCJとの関係について

当社は、2013年9月30日に第三者割当増資の方法により、旧㈱産業革新機構等を割当先として普通株式を発行し、旧㈱産業革新機構は、当該株式の引受けにより、当社の議決権総数の過半数を所有する大株主となりました。旧㈱産業革新機構は、2017年6月以降、段階的にその所有株式の一部を売却するとともに、2018年9月21日付で、会社分割により、所有していた当社株式の全てを㈱INCJに承継しました。㈱INCJは、2019年6月30日現在、当社の議決権総数の32.74%を所有する筆頭株主となっております。そのため、㈱INCJによる当社株主総会における議決権行使などにより、当社グループの事業運営が重大な影響を受ける可能性があります。また、㈱INCJは、投資目的で当社株式を所有しており、将来において当該株式を市場売却した場合には、売却時の市場環境などにより、当社株式の市場価格などに重大な影響を与える可能性があります。

(24) 法的手続

変更の詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 17. 偶発事象」に記載のとおりであります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」）およびIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP営業利益は、IFRSに基づく営業利益（以下「IFRS営業利益」）から、非経常項目やその他特定の調整項目を一定のルールに基づいて控除または調整したものです。当社グループの恒常的な経営成績を理解するために有用な情報と判断しており、当社グループはNon-GAAPベースで予想値を開示しております。具体的には、企業買収に伴い、認識した無形資産の償却額およびその他のPPA（取得原価の配分）影響額、企業買収関連費用、株式報酬費用や当社グループが控除すべきと判断する一過性の利益や損失などを控除または調整しております。

なお、当第3四半期連結会計期間において企業結合に係る取得原価の配分の見直しを行っております。そのため、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表については、取得原価の配分の見直しの内容を反映させております。詳細は「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 7. 企業結合」をご参照ください。

さらに、2019年3月にIDT社を買収完了した後、2事業本部体制に再編したことに伴い、当社グループは、当第3四半期から開示情報について、当社グループの主要な事業内容である「自動車向け事業」、「産業・インフラ・IoT向け事業」に変更しました。なお、上記変更に伴い、当社グループがこれまで開示していた「Non-GAAP半導体売上収益」については、開示区分を廃止しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 6. 事業セグメント」をご参照ください。

（注） Non-GAAP指標の開示に際しては、米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)が定める基準を参照しておりますが、同基準に完全に準拠しているものではありません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(2019年1月1日～2019年9月30日)の業績 (Non-GAAPベース)

(単位：億円)

	前第3四半期 連結累計期間 (2018年1月1日～ 2018年9月30日)	当第3四半期 連結累計期間 (2019年1月1日～ 2019年9月30日)	前年同期比増(減)	
Non-GAAP売上収益	5,688	5,262	425	7.5%
自動車	2,877	2,704	173	6.0%
産業・インフラ・IoT	2,661	2,427	233	8.8%
Non-GAAP営業利益(率)	846 (14.9%)	615 (11.7%)	231 (3.2pts)	27.3%
自動車	234 (8.1%)	180 (6.7%)	55 (1.5pts)	23.3%
産業・インフラ・IoT	648 (24.4%)	412 (17.0%)	236 (7.4pts)	36.4%

（注）上記表の詳細は、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 6. 事業セグメント」をご参照ください。

当第3四半期連結累計期間における業績は以下のとおりであります。

(Non-GAAP売上収益)

当第3四半期連結累計期間のNon-GAAP売上収益は、前第3四半期連結累計期間と比べ7.5%減少し5,262億円となりました。これは、外部環境の不透明感の高まりを背景として、主に、中国向けの需要が軟化したことや産業向けなどを中心に流通在庫の調整があったことによるものであります。

(Non-GAAP売上総利益(率))

当第3四半期連結累計期間のNon-GAAP売上総利益は2,279億円となり、前第3四半期連結累計期間と比べ305億円の減少となりました。これは、主に売上収益が減少したことや在庫水準の継続的な抑制を目的とした生産減などによるものであります。その結果、当第3四半期連結累計期間のNon-GAAP売上総利益率は、43.3%となり、前第3四半期連結累計期間と比べ2.1ポイントの減少となりました。

(Non-GAAP営業利益(率))

当第3四半期連結累計期間のNon-GAAP営業利益は615億円となり、前第3四半期連結累計期間と比べ231億円の減少となりました。これは、R&D(研究開発費)やSG&A(販売費及び一般管理費)を抑制したものの、上記の理由により売上総利益が減少したことなどによるものであります。その結果、当第3四半期連結累計期間のNon-GAAP営業利益率は、11.7%となり、前第3四半期連結累計期間と比べ3.2ポイントの減少となりました。

当第3四半期連結累計期間における各セグメントの業績は以下のとおりであります。

<自動車向け事業>

自動車向け事業には、自動車のエンジンや車体などを制御する半導体を提供する「車載制御」とカーナビゲーションなどの車載情報機器向け半導体を提供する「車載情報」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラ、SoC(system-on-a-chip)、アナログ半導体およびパワー半導体を中心に提供しております。

当第3四半期連結累計期間における自動車向け事業のNon-GAAP売上収益は、前第3四半期連結累計期間と比べ6.0%減少し2,704億円となりました。「車載制御」および「車載情報」の売上収益が共に減少したことによるものであります。

当第3四半期連結累計期間における自動車向け事業のNon-GAAP営業利益は、売上減による利益減により、前第3四半期連結累計期間と比べ55億円減少し180億円となりました。

<産業・インフラ・IoT向け事業>

産業・インフラ・IoT向け事業には、スマート社会を支える「産業」、「インフラストラクチャー」および「IoT」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラ、SoCおよびアナログ半導体を中心に提供しております。

当第3四半期連結累計期間における産業・インフラ・IoT向け事業のNon-GAAP売上収益は、前第3四半期連結累計期間と比べ8.8%減少し2,427億円となりました。「産業」、「インフラストラクチャー」および「IoT」のいずれについても売上収益が減少したことによるものであります。

当第3四半期連結累計期間における産業・インフラ・IoT向け事業のNon-GAAP営業利益は、売上減による利益減により、前第3四半期連結累計期間と比べ236億円減少し412億円となりました。

Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整

当第3四半期連結累計期間において、Non-GAAP営業利益で控除される無形資産および固定資産の償却費は335億円、株式報酬費用は81億円となりました。

(単位:億円)

	前第3四半期 連結累計期間 (2018年1月1日～ 2018年9月30日)	当第3四半期 連結累計期間 (2019年1月1日～ 2019年9月30日)
Non-GAAP売上総利益(率)	2,584(45.4%)	2,279(43.3%)
無形資産および固定資産償却費	10	14
株式報酬費用	4	6
棚卸資産の時価評価額		113
その他非経常的な項目 および調整項目	5	5
IFRS売上総利益(率)	2,565(45.1%)	2,140(40.7%)
Non-GAAP営業利益(率)	846(14.9%)	615(11.7%)
無形資産および固定資産償却費	128	335
株式報酬費用	40	81
棚卸資産の時価評価額		113
その他非経常的な項目 および調整項目	15	128
IFRS営業利益(率)	693(12.2%)	42(0.8%)

(注) その他非経常的な項目および調整項目には企業買収関連費用や当社グループが控除すべきと判断する一過性の利益や損失などが含まれています。

当第3四半期連結累計期間(2019年1月1日～2019年9月30日)の業績(GAAP、IFRS基準)

(単位:億円)

	前第3四半期 連結累計期間 (2018年1月1日～ 2018年9月30日)	当第3四半期 連結累計期間 (2019年1月1日～ 2019年9月30日)	前年同期比増(減)	
売上収益	5,688	5,262	425	7.5%
売上総利益(率)	2,565(45.1%)	2,140(40.7%)	425	16.6%
営業利益(率)	693(12.2%)	42(0.8%)	735	

(2) 財政状態

<資産、負債及び資本>

(単位:億円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2019年9月30日)	前期末比 増(減)
資産合計	10,552	16,660	6,108
資本合計	6,010	5,966	44
親会社の所有者に帰属する持分	5,981	5,938	43
親会社所有者帰属持分比率(%)	56.7	35.6	21.1
有利子負債	1,950	8,288	6,338
D/Eレシオ(倍)	0.33	1.40	1.07

当第3四半期連結会計期間の資産合計は16,660億円で、前連結会計年度と比べ6,108億円の増加となりました。これは、第1四半期連結会計期間でのIDT社の買収により、のれんが増加したことなどによるものであります。資本合計は5,966億円で、前連結会計年度と比べ44億円の減少となりました。これは、主にその他の資本の構成要素が減少したことなどによるものであります。

親会社の所有者に帰属する持分は、前連結会計年度と比べ43億円減少し、親会社所有者帰属持分比率は35.6%となりました。また、有利子負債は、前連結会計年度と比べ6,338億円の増加となりました。これらの結果、D/Eレシオは1.40倍となりました。

<キャッシュ・フローの状況>

(単位:億円)

	前第3四半期 連結累計期間 (2018年1月1日～ 2018年9月30日)	当第3四半期 連結累計期間 (2019年1月1日～ 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,111	1,228
投資活動によるキャッシュ・フロー	648	7,301
フリー・キャッシュ・フロー	463	6,073
財務活動によるキャッシュ・フロー	25	5,475
現金及び現金同等物の期首残高	1,395	1,888
現金及び現金同等物の期末残高	1,845	1,243

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、1,228億円の収入となりました。これは主として、税引前四半期損失を計上したものの、減価償却費及び償却費などの非資金項目を調整したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、7,301億円の支出となりました。これは主として、IDT社の株式を取得したことなどによるものであります。

この結果、当第3四半期連結累計期間におけるフリー・キャッシュ・フローは、6,073億円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、5,475億円の収入となりました。これは主として、既存の借入契約の返済を行うとともにIDT社買収に必要な資金の調達および長期的な運転資金の確保を目的として主要取引先銀行から新たに借入を行ったことなどによるものであります。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は939億円であります。

なお、研究開発活動の金額については、当社グループの自動車向け事業および産業・インフラ・IoT向け事業に厳密に配賦することが困難なため、各セグメントごとの記載は省略しております。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間の末日現在（2019年9月30日）における当社グループの従業員数は19,204人となり、前連結会計年度の末日現在（2018年12月31日）と比べ、342人減少しました。

なお、当社グループでは自動車向け事業および産業・インフラ・IoT向け事業の双方に係る従業員が大半のため、セグメントごとの記載は省略しております。

また、従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であります。

(6) 主要な設備

当連結会計年度における当社グループの設備投資の新設、除却などの具体的な計画については、前事業年度の有価証券報告書提出日時点においては確定しておりませんでした。次のとおりその計画が確定しました。

当連結会計年度（2019年1月1日～12月31日）における投資額は、合計約100億円を計画しております。設備投資額は、当社グループにおける有形固定資産（生産設備）および無形固定資産の当該期間中の投資決定ベースの金額を表しています。主な投資内容としては、前工程や後工程の増強に係る設備投資などであり、その所要資金は、主に自己資金を充当する予定であります。

また、当該設備投資については自動車向け事業および産業・インフラ・IoT向け事業の双方にて使用しており、各セグメントに厳密に配賦することが困難なため、各セグメントごとの記載は省略しております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,400,000,000
計	3,400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月7日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,706,408,990	1,707,431,790	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	1,706,408,990	1,707,431,790		

(注) 提出日現在発行数には、2019年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	2019年度新株予約権第8号	2019年度新株予約権第9号
決議年月日	2019年7月30日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 8 当社従業員 2	当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	15,367(注1)	14,130(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,536,700 (注1)	普通株式 1,413,000 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	2019年8月24日(日本時間)～2029年8月23日(日本時間)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 630 資本組入額 315(注2)	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

新株予約権の発行時(2019年8月23日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下「権利行使資格」という。)にあることを要する。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 以下の から までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条件付種類株式の全部を取得することを承認する議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)承認の議案
 - 会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」)の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘定のうえ、上記(注1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を交付することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注2)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得事項
上記(注4)に準ずる。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注3)に準じて決定する。

2019年度新株予約権第10号	
決議年月日	2019年8月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 441
新株予約権の数(個)	3,516(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 351,600 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2019年9月21日(日本時間)~2029年9月20日(日本時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 661 資本組入額 331(注2)
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

新株予約権の発行時(2019年9月20日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下「権利行使資格」という。)にあることを要する。
(2) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
(3) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。
(5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 以下の から までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条件付種類株式の全部を取得することを承認する議案
当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に満たない端数が生ずるものに限る。)承認の議案
会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力

を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」)の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘定のうえ、上記(注1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を交付することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注2)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得事項
上記(注4)に準ずる。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注3)に準じて決定する。

	2019年度新株予約権第11号	2019年度新株予約権第12号
決議年月日	2019年9月24日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 122 当社子会社従業員 11	当社執行役員 1 当社子会社従業員 112
新株予約権の数(個)	2,286(注1)	7,329(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 228,600 (注1)	普通株式 732,900 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	
新株予約権の行使期間	2019年11月1日(日本時間)~2029年10月31日(日本時間)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 740 資本組入額 370(注2)	
新株予約権の行使の条件	(注3)	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	

新株予約権の発行時(2019年10月31日)における内容を記載しております。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
2. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は使用人の地位(以下「権利行使資格」という。)にあることを要する。
(2) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使資格を喪失した場合(死亡による場合を除く。)、権利行使資格を喪失した日の翌日から13ヶ月を経過する日までの期間(ただし、「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間(ただし、「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。)に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権をさらに承継することはできない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することはできないものとする。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 以下の から までの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条件付種類株式の全部を取得することを承認する議案
当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)承認の議案
会社法第179条の3第1項の規定に基づく特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合は限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社になる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併が効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」)の新株予約権をそれぞれ以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘定のうえ、上記(注1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を交付することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とし、これに上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記(注2)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得事項
上記(注4)に準ずる。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注3)に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)

2019年7月1日～ 2019年9月30日	5,859,300	1,706,408,990	1,661	21,019	1,661	11,019
--------------------------	-----------	---------------	-------	--------	-------	--------

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,700,526,900	17,005,269	
単元未満株式	普通株式 20,290		
発行済株式総数	1,700,549,690		
総株主の議決権		17,005,269	

(注) 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権2個)が含まれております。

【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ルネサスエレクトロニクス(株)	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	2,500		2,500	0.00
計		2,500		2,500	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当第3四半期連結累計期間における役員の異動は、次のとおりです。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役 (社長兼CEO)		呉 文精	2019年6月30日

(2) 役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
代表取締役 (社長兼CEO)	取締役 (執行役員常務兼CFO)	柴田 英利	2019年7月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数および女性の比率

男性8名 女性2名（役員のうち女性の比率20%）

第4 【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第17期連結会計年度 EY新日本有限責任監査法人

第18期第3四半期連結会計期間および第3四半期連結累計期間 PwCあらた有限責任監査法人

当四半期報告書に含まれるIFRSに基づき作成された2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（2018年1月1日から2018年9月30日まで）の要約四半期連結財務諸表については、前任監査人による四半期レビューの対象となっております。

ただし、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づき作成された2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間および前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表については、前任監査人によって四半期レビューが実施されております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2019年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		188,820	124,330
営業債権及びその他の債権	8	79,449	80,869
棚卸資産		115,440	94,227
その他の金融資産	16	494	431
未収法人所得税		2,352	3,098
その他の流動資産		7,069	9,049
流動資産合計		393,624	312,004
非流動資産			
有形固定資産		252,503	242,204
のれん	7	187,230	616,801
無形資産		166,524	427,741
その他の金融資産	16	5,973	9,684
繰延税金資産		44,149	52,218
その他の非流動資産		5,232	5,348
非流動資産合計		661,611	1,353,996
資産合計		1,055,235	1,666,000

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2019年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	9	116,233	92,185
社債及び借入金	10,16	45,000	113,182
その他の金融負債	16	15,057	4,685
未払法人所得税		2,983	4,118
引当金		7,112	7,285
その他の流動負債		55,384	47,436
流動負債合計		241,769	268,891
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	9	4,403	502
社債及び借入金	10,16	147,248	701,549
その他の金融負債	16	2,323	9,979
未払法人所得税		1,105	3,532
退職給付に係る負債		32,752	28,560
引当金		3,745	3,813
繰延税金負債		18,754	48,491
その他の非流動負債		2,168	4,118
非流動負債合計		212,498	800,544
負債合計		454,267	1,069,435
資本			
資本金		10,699	21,019
資本剰余金		190,074	200,394
利益剰余金		410,652	402,493
自己株式		11	11
その他の資本の構成要素		13,314	30,116
親会社の所有者に帰属する持分合計		598,100	593,779
非支配持分		2,868	2,786
資本合計		600,968	596,565
負債及び資本合計		1,055,235	1,666,000

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
継続事業			
売上収益	6,11	568,767	526,241
売上原価		312,278	312,247
売上総利益		256,489	213,994
販売費及び一般管理費	12	186,406	204,655
その他の収益	13	7,958	1,641
その他の費用	14	8,779	15,225
営業利益又は損失()		69,262	4,245
金融収益		1,623	3,006
金融費用		1,553	5,440
持分法による投資利益		49	
税引前四半期利益又は損失()		69,381	6,679
法人所得税		7,405	730
継続事業からの四半期利益又は損失()		61,976	7,409
非継続事業			
非継続事業からの四半期利益			
四半期利益又は損失()		61,976	7,409
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		61,961	7,411
非支配持分		15	2
四半期利益又は損失()		61,976	7,409
1株当たり四半期利益又は損失()			
1株当たり四半期利益又は損失()	15		
基本的1株当たり四半期利益又は損失()(円)			
継続事業		37.16	4.39
非継続事業			
基本的1株当たり四半期利益又は損失()合計		37.16	4.39
希薄化後1株当たり四半期利益又は損失()(円)			
継続事業		37.07	4.39
非継続事業			
希薄化後1株当たり四半期利益又は損失()合計		37.07	4.39

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
四半期利益又は損失()	61,976	7,409
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定	2,981	2,210
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	359	120
持分法によるその他の包括利益	26	
項目合計	2,648	2,330
純損益に振り替えられる可能性 のある項目		
在外営業活動体の換算差額	1,574	40,641
キャッシュ・フロー・ヘッジ	2,585	5,614
項目合計	4,159	35,027
その他の包括利益合計	6,807	37,357
四半期包括利益	55,169	44,766
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	55,195	44,684
非支配持分	26	82
四半期包括利益	55,169	44,766

【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
継続事業			
売上収益	6,11	179,858	183,357
売上原価		100,913	101,923
売上総利益		78,945	81,434
販売費及び一般管理費	12	60,580	72,400
その他の収益	13	274	348
その他の費用	14	5,511	1,456
営業利益		13,128	7,926
金融収益		2,058	933
金融費用		538	2,102
税引前四半期利益		14,648	6,757
法人所得税		2,844	2,972
継続事業からの四半期利益		11,804	3,785
非継続事業			
非継続事業からの四半期利益			
四半期利益		11,804	3,785
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		11,776	3,761
非支配持分		28	24
四半期利益		11,804	3,785
1株当たり四半期利益			
15			
基本的1株当たり四半期利益(円)			
継続事業		7.06	2.21
非継続事業			
基本的1株当たり四半期利益合計		7.06	2.21
希薄化後1株当たり四半期利益(円)			
継続事業		7.05	2.17
非継続事業			
希薄化後1株当たり四半期利益合計		7.05	2.17

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
四半期利益	11,804	3,785
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定	941	246
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	102	25
項目合計	839	271
純損益に振り替えられる可能性 のある項目		
在外営業活動体の換算差額	11,777	1,730
キャッシュ・フロー・ヘッジ	2,585	
項目合計	9,192	1,730
その他の包括利益合計	8,353	2,001
四半期包括利益	20,157	1,784
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	20,124	1,787
非支配持分	33	3
四半期包括利益	20,157	1,784

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分													
	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	新株 予約権	その他の資本の構成要素				合計	合計	非支配 持分	資本 合計
							確定 給付 制度の 再測定	その 他の 包括 利益を 通じて 公正価 値で測 定する 金融 資産	在外営業 活動体の 換算差額	キャッ シュ・フ ロ・フ ヘッジ				
2018年1月1日 残高		10,022	189,397	363,542	11	2,311		734	11,206		12,783	575,733	2,916	578,649
四半期利益				61,961								61,961	15	61,976
その他の 包括利益							2,981	333	1,533	2,585	6,766	6,766	41	6,807
四半期包括利益				61,961			2,981	333	1,533	2,585	6,766	55,195	26	55,169
新株の発行		467	467								-	934		934
株式報酬取引 持分法の適用範 囲の変動						2,150					2,150	2,150		2,150
利益剰余金 への振替 その他				2,841			2,981	140			2,841			1
所有者との 取引額等合計		467	467	2,841		2,150	2,981	229			4,902	2,995	1	2,994
2018年9月30日 残高		10,489	189,864	422,662	11	4,461		630	9,673	2,585	10,919	633,923	2,889	636,812

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分													
	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	新株 予約権	その他の資本の構成要素				合計	合計	非支配 持分	資本 合計
							確定 給付 制度の 再測定	その 他の 包括 利益を 通じて 公正価 値で測 定する 金融 資産	在外営業 活動体の 換算差額	キャッ シュ・フ ロ・フ ヘッジ				
2019年1月1日 残高		10,699	190,074	410,652	11	5,165		1,072	3,089	14,318	13,314	598,100	2,868	600,968
四半期利益又は 損失()				7,411								7,411	2	7,409
その他の 包括利益							2,210	120	40,557	5,614	37,273	37,273	84	37,357
四半期包括利益				7,411			2,210	120	40,557	5,614	37,273	44,684	82	44,766
新株の発行		10,320	10,893									21,213		21,213
株式報酬取引						10,446					10,446	10,446		10,446
非金融資産 への振替											8,704	8,704	8,704	8,704
利益剰余金 への振替			573	748		950	2,210	61			1,321			
所有者との 取引額等合計		10,320	10,320	748		9,496	2,210	61		8,704	20,471	40,363		40,363
2019年9月30日 残高		21,019	200,394	402,493	11	14,661		1,131	43,646		30,116	593,779	2,786	596,565

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 注記 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益又は税引前四半期損失	69,381	6,679
減価償却費及び償却費	84,548	109,295
減損損失	813	1,583
金融収益及び金融費用	619	4,030
持分法による投資損益	49	
株式報酬費用	3,084	8,000
固定資産売却損益	1,006	426
棚卸資産の増減	15,357	38,642
営業債権及びその他の債権の増減	13,222	11,074
営業債務及びその他の債務の増減	16,462	11,211
退職給付に係る負債の増減	1,168	3,767
引当金の増減	4,637	341
その他の流動負債の増減	6,605	19,310
その他	1,353	4,751
小計	125,030	126,821
利息及び配当金の受取額	977	1,399
法人所得税の支払額	14,923	5,422
営業活動によるキャッシュ・フロー	111,084	122,798
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	52,306	29,804
有形固定資産の売却による収入	1,070	500
無形資産の取得による支出	18,050	14,596
その他の金融資産の取得による支出	440	348
その他の金融資産の売却による収入	2,844	1,221
子会社株式の取得による支出	7	685,831
持分法で会計処理されている投資の売却による収入	1,378	
その他	741	1,213
投資活動によるキャッシュ・フロー	64,763	730,071
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	10,000	25,000
長期借入による収入	10	847,000
長期借入金の返済による支出	10,452	194,352
リース債務の返済による支出	686	3,764
利息の支払額	1,356	11,034
社債の買入消却による支出		65,409
その他		38
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,494	547,479
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,151	4,696
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	44,978	64,490
現金及び現金同等物の期首残高	139,545	188,820
現金及び現金同等物の四半期末残高	184,523	124,330

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ルネサスエレクトロニクス株式会社（以下「当社」）は日本の会社法に基づいて設立された株式会社であり、日本に所在する企業であります。当第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）の要約四半期連結財務諸表は、当社およびその子会社（以下「当社グループ」）で構成されております。当社グループは、半導体専業メーカーとして、各種半導体に関する研究、設計、開発、製造、販売およびサービスを行っております。当社グループの主な事業内容は、「注記6. 事業セグメント」に記載しております。

当社グループの2019年9月30日に終了する要約四半期連結財務諸表は、2019年11月7日に代表取締役社長兼CEO 柴田英利および執行役員兼CFO 新開崇平によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨に関する事項

当社グループは、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第93条の規定を適用しており、当社グループの要約四半期連結財務諸表はIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されているすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品などを除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨および表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円（百万円単位、単位未満四捨五入）で表示しております。

(4) 表示方法の変更

（要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前年度において営業活動によるキャッシュ・フローに表示しておりました「利息の支払額」は、重要性が増したことによって見直しを行い、当年度より財務活動によるキャッシュ・フローの区分に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書を組み替えて表示しております。この結果、前年度の要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローに表示しておりました「利息の支払額」1,356百万円は、財務活動によるキャッシュ・フローに区分して表示しております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、次の項目を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税は、年間の見積実効税率に基づいて算定しております。

(1) IFRS第16号「リース」の適用

当社グループは、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」)を適用しております。

IFRS第16号の適用にあたっては、C5項(b)の経過措置を適用し、適用開始の累積的影響額を適用開始日(2019年1月1日)に認識しており、比較年度の修正再表示は行っておりません。なお、C3項に定められた実務上の便法を適用し、契約がリースまたはリースを含んだものであるかどうかを適用開始日現在で見直しておりません。

C8項(b)(ii)により、関連する使用権資産は、リース負債に等しい金額で測定し、2018年12月31日現在の連結財政状態計算書に認識しているリースに係る未払リース料の金額の分だけ修正しております。IFRS第16号への移行により、13,102百万円のリース負債を追加的に認識し、未払リース料420百万円を修正した12,682百万円を関連する使用権資産として認識しております。IFRS第16号適用開始日に認識したリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は1.6%であります。

前連結会計年度末現在で国際会計基準第17号「リース」(以下「IAS第17号」)を適用して開示したオペレーティング・リース約定について適用開始日現在の追加借入利率で割り引いた額と適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識したリース負債の額との間の調整は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度末(2018年12月31日)現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース	12,792
追加借入利率1.6%を用いた割引	754
解約可能オペレーティング・リース契約等	1,064
前連結会計年度末(2018年12月31日)現在で認識したファイナンス・リース債務	2,762
適用開始日(2019年1月1日)現在の連結財政状態計算書に認識したリース負債の額	15,864

過去にIAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたリースにIFRS第16号を適用する際に、当社グループはIFRS第16号C10項の以下の実務上の便法を使用しております。

- ・減損レビューの代替として、適用開始日の直前における国際会計基準第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」(以下「IAS第37号」)の評価に依拠
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースを短期リースとして会計処理
- ・適用開始日現在の使用権資産の測定において当初直接コストを除外
- ・契約がリースの延長または解約するオプションを含む場合のリース期間の算定において、事後的判断を使用

(2) IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」の適用

当社グループは、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準の解釈指針第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を適用しております。なお、当該基準の適用による連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積りおよび仮定を用いております。これらの見積りおよび仮定は、過去の経験および利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積りおよび仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間および将来の期間において認識しております。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積りおよび見積りを伴う判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 連結の範囲に関する事項

第1四半期連結会計期間に、買収により新たに49社を連結の範囲に含めており、合併による消滅によりルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ(株)他1社を連結の範囲から除外しております。

なお、新規に買収により連結範囲に含めた子会社の内、Integrated Device Technology, Inc.、Integrated Device Technology Malaysia SDN.BHD. など7社が特定子会社に該当しております。

第2四半期連結会計期間に、合併による消滅等により4社を連結の範囲から除外しております。

当第3四半期連結会計期間に、清算による消滅等により3社を連結の範囲から除外しております。

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、「自動車向け事業」および「産業・インフラ・IoT向け事業」から構成されており、セグメント情報はこれらの区分により開示しております。自動車向け事業には、自動車のエンジンや車体などを制御する半導体を提供する「車載制御」とカーナビゲーションなどの車載情報機器向け半導体を提供する「車載情報」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラ、SoC(system-on-a-chip)、アナログ半導体およびパワー半導体を中心に提供しております。産業・インフラ・IoT向け事業には、スマート社会を支える「産業」、「インフラストラクチャー」および「IoT」が含まれております。当事業において、当社グループはそれぞれマイクロコントローラ、SoCおよびアナログ半導体を中心に提供しております。加えて、当社の設計および製造子会社が行っている半導体の受託開発、受託生産などを「その他」に分類しております。

なお、当社グループは、当第3四半期連結会計期間より経営資源の配分の決定および業績評価の管理区分を変更しております。これに伴い、従来、単一としていた報告セグメントを「自動車向け事業」および「産業・インフラ・IoT向け事業」の2つとし、さらに半導体の受託開発および受託生産などを「その他」としております。前第3四半期連結累計期間および前第3四半期会計期間の事業セグメントについては、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(2) 報告セグメントに関する情報

報告されている事業セグメントの会計処理の方法はIFRSに基づいており、経営者が意思決定する際に使用する社内指標は、IFRSに基づく営業利益に当社グループが定める非経常的な項目やその他の調整項目を一定のルールに基づいて調整したNon-GAAP営業利益基準です。セグメント損益（営業損益）は「売上収益」から「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「その他の費用」を控除し、「その他の収益」を加えて算出しております。なお、当社の取締役会はグループ内取引を消去した後の業績を用いて評価していることから、セグメント間の振替高はありません。

当社グループの報告セグメントごとの情報は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	調整額 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結
	自動車	産業・ インフラ・ IoT					
外部顧客からの売上収益	287,677	266,068	15,022		568,767		568,767
セグメント損益 (営業損益)	23,442	64,834	1,000	4,678	84,598	15,336	69,262
金融収益							1,623
金融費用							1,553
持分法による投資利益							49
税引前当期利益							69,381
(その他の損益項目)							
減価償却費及び償却費	43,828	27,656	250		71,734	12,814	84,548

当第3四半期連結累計期間（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		その他	調整額 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結
	自動車	産業・ インフラ・ IoT					
外部顧客からの売上収益	270,372	242,720	13,149		526,241		526,241
セグメント損益 (営業損益)	17,980	41,248	1,804	500	61,532	65,777	4,245
金融収益							3,006
金融費用							5,440
税引前当期利益							6,679
(その他の損益項目)							
減価償却費及び償却費	44,451	31,006	293		75,750	33,545	109,295

(注) 1. 非経常項目やその他特定の調整項目を一定のルールに基づいて控除もしくは調整したもののうち、報告セグメントに振り分けたものです。

2. 非経常項目やその他特定の調整項目を一定のルールに基づいて控除もしくは調整したものです。

前第3四半期連結会計期間(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他	調整額 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結
	自動車	産業・ インフラ・ IoT					
外部顧客からの売上収益	93,561	81,030	5,267		179,858		179,858
セグメント損益 (営業損益)	3,831	16,920	111	637	21,499	8,371	13,128
金融収益							2,058
金融費用							538
税引前当期利益							14,648
(その他の損益項目)							
減価償却費及び償却費	15,028	8,918	102		24,048	4,161	28,209

当第3四半期連結会計期間(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		その他	調整額 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結
	自動車	産業・ インフラ・ IoT					
外部顧客からの売上収益	93,135	85,860	4,362		183,357		183,357
セグメント損益 (営業損益)	10,190	15,851	898		26,939	19,013	7,926
金融収益							933
金融費用							2,102
税引前当期利益							6,757
(その他の損益項目)							
減価償却費及び償却費	14,496	10,335	0		24,831	14,469	39,300

(注) 1. 非経常項目やその他特定の調整項目を一定のルールに基づいて控除もしくは調整したもののうち、報告セグメントに振り分けたものです。

2. 非経常項目やその他特定の調整項目を一定のルールに基づいて控除もしくは調整したものです。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

(4) 地域に関する情報

外部顧客からの売上収益の地域別内訳は、次のとおりであります。

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
日本	222,772	193,315
中国	117,389	116,018
アジア(中国除く)	80,129	78,840
欧州	95,027	87,224
北米	50,857	48,533
その他	2,593	2,311
合計	568,767	526,241

第3四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
日本	68,477	65,057
中国	36,091	43,944
アジア(中国除く)	25,236	28,165
欧州	32,203	28,484
北米	16,993	16,895
その他	858	812
合計	179,858	183,357

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

7. 企業結合

(1) 取得による企業結合

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

企業結合の概要

当社は、2018年9月11日付の取締役会において、米国の半導体企業であるIDT社を当社の完全子会社とすることについてIDT社と合意することを決議し、同日、本買収に係る合併契約をIDT社と締結しました。また、2019年3月30日付で同社の買収を完了したことにより完全子会社化しました。

(a) 被取得企業の名称および説明

被取得企業の名称 Integrated Device Technology, Inc.
事業の内容 ミックスドシグナルなどのアナログICの開発、製造および販売

(b) 取得日

2019年3月30日(米国太平洋夏時間：2019年3月29日)

(c) 企業結合の主な理由

当社グループは現在、変化の激しい半導体市場において、世界をリードする組み込みソリューションプロバイダーとして、グローバルに勝ち残るための成長戦略を実施中であります。自動運転やEV/HEVなど市場の拡大が期待される自動車分野において、グローバルで主要なポジションを長年にわたり維持している自動車向け半導体に加え、Industry 4.0や5G(第5世代移動通信システム)など新しい取り組みが進む産業分野やインフラ分野、市場拡大中のIoT分野などを成長戦略の柱として、当社は経営資源の集中を加速しております。

成長戦略実現に向けて、特に、アナログ製品のラインアップ強化やマイコン/SoCとアナログ製品をキットとしてお客様に提供するソリューション提案力の強化を進めており、2017年2月には米国のアナログ半導体企業

である旧インターシル社の買収を完了しました。

旧インターシル社の買収により、パワーマネジメント関連アナログ製品のラインアップが強化され、旧インターシル社アナログ製品と既存のマイコン/SoCをキットとして提供するソリューション提案力の強化も図ってまいりました。また同時に、日本国外における拡販力の強化や複数の米半導体企業における経営経験が豊富な旧インターシル社のマネジメントチームが当社グループに加わることによるグローバルマネジメント力の強化も実現しております。

そして今回、一貫した上記成長戦略に沿い、成長をさらに加速させるため、米国のアナログ半導体企業であるIDT社の買収を決定しました。IDT社は、データセンターや通信インフラ向けなどのビッグデータを扱うデータエコノミー関連市場向けに、アナログ・ミックスドシグナル製品の開発、製造、販売・サービスの提供を行う、年間売上高約843百万米ドル（1米ドル110円換算で約927億円、2018年3月期）、営業利益率25%超（Non-GAAPベース）のグローバル半導体企業であります。

今回の買収の狙いは主に、補完性が高い製品獲得によるソリューション提供力の強化、事業成長機会の拡大であります。具体的には以下のとおりであります。

補完性が高い製品獲得によるソリューション提供力の強化

当社は本買収を通じてRF、高性能タイミング、メモリインターフェイス/パワーマネジメント、オプティカル・インターコネクト、ワイヤレスパワー、スマートセンサーなど、様々な機能を持つ広範なアナログ・ミックスドシグナル製品を獲得します。これらの製品群と当社が高い実績を誇るマイコン/SoCおよびパワーマネジメントICとの組み合わせにより、組み込みシステムの増大・高速化する情報処理要求に対して、外部センサーからアナログフロントエンドデバイス、およびプロセッサやインターフェイスに至るまで網羅的なソリューションの提供が可能となり、最適なシステムを構築します。

事業成長機会の拡大

IDT社のアナログ・ミックスドシグナル製品は、データの取得・保存・伝送といった、データエコノミーの成長を支える上での重要なデバイスであり、本買収を通じて当社は、データセンターや通信インフラ向けなど成長著しいデータエコノミー関連分野において事業領域を拡大するとともに、産業・自動車分野でのポジション強化を実現します。

2017年の旧インターシル社の買収に続き、IDT社が当社グループの一員となることは、日本国外における拡販力やグローバルマネジメント力の強化によるグローバルオペレーションをさらに加速し、また、当社グループが注力する戦略的集中分野において、グローバルリーダーとしてのポジションを強化する強力な施策になると考えております。

(d) 被取得企業の支配を獲得した方法

当社が本買収のために米国デラウェア州に設立する完全子会社（以下「買収子会社」）とIDT社の合併による方法（逆三角合併）で実施しました。合併後の存続会社はIDT社となり、合併対価としてIDT社の株主には現金が交付される一方、当社の保有する買収子会社の株式が存続会社の発行済み株式に転換されることにより、存続会社が当社の完全子会社となりました。

取得対価およびその内訳

		(単位：百万円)
	対価	金額
現金による取得対価		703,559
ストック・オプションによる取得対価		23,188
取得対価の合計	A	726,747

当該企業結合に係る取得関連費用は1,175百万円であり、当第3四半期連結累計期間において802百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

取得資産および引受負債の公正価値ならびにのれん

		(単位：百万円)
		支配獲得日 (2019年3月30日)
流動資産		
現金及び現金同等物		26,326
営業債権及びその他の債権 (注) 2		16,136
棚卸資産		18,808
その他		786
流動資産合計		62,056
非流動資産		
有形固定資産		19,775
無形資産		320,276
その他		11,852
非流動資産合計		351,903
資産合計		413,959
流動負債		
営業債務及びその他の債務		5,121
社債及び借入金 (注) 3		65,262
その他		13,997
流動負債合計		84,380
非流動負債		
未払法人所得税		2,599
繰延税金負債		35,012
その他		3,759
非流動負債合計		41,370
負債合計		125,750
純資産	B	288,209
ベース・アジャストメント のれん (注) 4	C	8,598
	A-B+C	447,135

(注) 1. 第2四半期連結会計期間においては、取得日時点における識別可能資産および負債の特定ならびに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していなかったため、第2四半期連結財務諸表作成時点における入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行ってまいりました。当第3四半期連結会計期間において入手可能な合理的な情報に基づき、暫定的な公正価値を修正しております。なお、当第3四半期連結会計期間においても精査中であるため、引き続き暫定的な会計処理を行っております。

修正科目	のれん修正金額	
のれん (修正前)	724,270	百万円
棚卸資産	1,666	"
有形固定資産	8,695	"
無形資産	303,213	"
繰延税金負債	33,108	"
修正金額合計	277,134	"
のれん (修正後)	447,135	百万円

2. 契約金額の総額は公正価値と同額であり、回収不能と見込まれるものはありません。
3. 社債及び借入金の内容は社債になります。詳細については「10. 社債及び借入金」をご参照ください。
4. 今後のIDT社を含めた事業展開や当社とIDT社とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものであります。なお、税務上損金算入可能と見込まれるのれんの額はありません。

子会社の取得による支出

(単位：百万円)

科目	金額
現金による取得対価	703,559
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	26,326
子会社の取得による現金支払額	677,233
ベース・アジャストメント	8,598
子会社の取得による現金支払額（純額）	685,831

企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の連結損益計算書に与える影響額

仮にIDT社の取得日が当第3四半期連結累計期間の期首に実施されたと仮定した場合のプロフォーマ情報（非監査情報）は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
売上収益	553,182
四半期利益又は損失（ ）	10,182

当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。また、無形資産が当連結会計年度の開始の日に発生したものと無形資産の償却額等を加味した影響の概算額としております。当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形及び売掛金	76,356	78,272
未収入金	3,141	2,731
貸倒引当金	48	134
合計	79,449	80,869

(注) 営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

9. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (2019年9月30日)
買掛金	59,579	55,157
未払金	41,682	20,465
電子記録債務	16,323	13,684
返金負債	3,052	3,381
合計	120,636	92,687
流動負債	116,233	92,185
非流動負債	4,403	502

(注) 営業債務及びその他の債務は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

10. 社債及び借入金

(1) 社債

IDT社の買収に伴い、IDT社が2015年11月1日付で発行した転換社債（発行総額374百万米ドル（41,483百万円）、利率0.875%、償還期限2022年11月22日）を第1四半期連結会計期間にて公正価値の測定により586百万米ドル（65,039百万円）計上し、第2四半期連結会計期間にて買入消却を行いました。

(2) 借入金

当社は、2019年1月15日付で、買込に必要な資金の一部の調達および中長期的な資金として既存借入金の借り換えを目的とした総額897,000百万円のシンジケートローン契約を締結しました。このうち、第1四半期連結会計期間にて、698,000百万円の実行可能期間付タームローン（借入実行日：2019年3月28日、返済期日：2024年3月28日、借入先：(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行、三井住友信託銀行(株)、他5金融機関）の借入を実行しました。また、第2四半期連結会計期間にて、149,000百万円のタームローン（借入実行日：2019年6月28日、返済期日：2024年6月28日、借入先：(株)三菱UFJ銀行、(株)みずほ銀行、三井住友信託銀行(株)）の借入を実行し、既存のタームローンから借り換えました。

11. 売上収益

売上収益はすべて外部顧客との契約から生じたものであります。また、外部顧客との契約から認識した売上収益の分解は、「6. 事業セグメント(2)報告セグメントに関する情報、(4)地域に関する情報」に記載しております。

12. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
研究開発費	95,480	92,716
従業員給料手当	33,525	35,355
減価償却費及び償却費	19,658	41,546
退職給付費用	2,369	2,416
その他	35,374	32,622
合計	186,406	204,655

第3四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
研究開発費	31,402	32,402
従業員給料手当	11,068	12,327
減価償却費及び償却費	6,490	16,989
退職給付費用	836	716
その他	10,784	9,966
合計	60,580	72,400

13. その他の収益

その他の収益の内訳は、次のとおりであります。

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
訴訟損失引当金戻入額(注)	6,309	
固定資産売却益	1,029	542
その他	620	1099
合計	7,958	1,641

第3四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
補助金収入		142
受取保険金	141	
その他	133	206
合計	274	348

(注) 前第3四半期連結累計期間においては、主に当社の米国子会社に対する特許侵害およびトレード・シークレットの不正使用などの主張に基づく米国民事訴訟における、第一審裁判所の判決での賠償額を取り消し、第一審裁判所での再審理を命じた控訴審裁判所の判決があり、見積りを見直した結果、訴訟損失引当金を戻入しております。

14. その他の費用

その他の費用の内訳は、次のとおりであります。

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
事業構造改善費用(注) 1	4,089	11,489
その他	4,690	3,736
合計	8,779	15,225

第3四半期連結会計期間

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
事業構造改善費用(注) 1	2,597	727
持分変動損失(注) 2	1,273	
その他	1,641	729
合計	5,511	1,456

(注) 1. 当社グループは、強靱な収益構造の構築に向けて事業・生産構造改革などの諸施策を実行しており、それらの施策により発生した費用を事業構造改善費用に計上しております。事業構造改善費用の主な内容は、前第3四半期連結累計期間および前第3四半期連結会計期間においては割増退職金等人件費関係費用および拠点集約に伴う設備撤去費用など、当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間においては早期退職優遇制度に伴って発生した割増退職金等であります。

2. 2018年8月1日付で、当社が保有する㈱ルネサスイーストンの株式の一部売却に伴い、前第3四半期会計期間より、同社は当社の持分法適用会社から除外されました。これに伴い、前第3四半期連結会計期間においては、当該株式の売却損および残余の投資を持分法適用中止時の公正価値で評価したことによる損失を計上しております。

15. 1 株当たり利益

親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり四半期利益(は損失)および希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)は、次のとおりであります。

(1) 基本的1株当たり四半期利益(は損失)

第3四半期連結累計期間

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 親会社の普通株主に帰属する四半期利益(は損失) (百万円)	61,961	7,411
継続事業からの四半期利益(は損失)(百万円)	61,961	7,411
非継続事業からの四半期利益(百万円)		
期中平均普通株式数(千株)	1,667,524	1,689,258
基本的1株当たり四半期利益(は損失)(円)	37.16	4.39
継続事業(円)	37.16	4.39
非継続事業(円)		

第3四半期連結会計期間

	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)	11,776	3,761
継続事業からの四半期利益(百万円)	11,776	3,761
非継続事業からの四半期利益(百万円)		
期中平均普通株式数(千株)	1,667,899	1,704,617
基本的1株当たり四半期利益(円)	7.06	2.21
継続事業(円)	7.06	2.21
非継続事業(円)		

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)

第3四半期連結累計期間

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 親会社の普通株主に帰属する四半期利益(は損失) (百万円)	61,961	7,411
四半期利益調整額(百万円)		
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益(は損失)(百万円)	61,961	7,411
継続事業からの四半期利益(は損失)(百万円)	61,961	7,411
非継続事業からの四半期利益(百万円)		
希薄化前の期中平均普通株式数(千株)	1,667,524	1,689,258
新株予約権による普通株式増加数(千株)	3,745	
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	1,671,269	1,689,258
希薄化後1株当たり四半期利益(は損失)(円)	37.07	4.39
継続事業(円)	37.07	4.39
非継続事業(円)		

第3四半期連結会計期間

	前第3四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する 親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)	11,776	3,761
四半期利益調整額(百万円)		
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する 四半期利益(百万円)	11,776	3,761
継続事業からの四半期利益(百万円)	11,776	3,761
非継続事業からの四半期利益(百万円)		
希薄化前の期中平均普通株式数(千株)	1,667,899	1,704,617
新株予約権による普通株式増加数(千株)	2,709	25,642
希薄化後の期中平均普通株式数(千株)	1,670,608	1,730,259
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	7.05	2.17
継続事業(円)	7.05	2.17
非継続事業(円)		

(注) 1. 当第3四半期連結累計期間における希薄化後1株当たり四半期損失は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため基本的1株当たり四半期損失と同額であります。

2. 当第3四半期連結累計期間において、当社が発行する新株予約権は希薄化効果を有していないため、希薄化効果調整後1株当たり四半期利益の算定に含めておりません。

16. 金融商品

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

これらは主に短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

(b) 営業債務及びその他の債務

比較的短期で満期が到来する営業債務及びその他の債務については、公正価値は帳簿価額と近似しております。短期で満期が到来しない営業債務及びその他の債務の公正価値は、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(c) 有価証券

活発な市場における同一銘柄の市場価格が入手できる場合は、当該市場価格を使用して公正価値を測定しており、レベル1に分類しております。市場価格が入手できない場合の公正価値は、主として純資産に基づく方式（株式発行会社の純資産に基づき、必要に応じて時価修正を加えて算出する方法）などにより測定しており、レベル3に分類しております。

(d) 長期借入金およびリース債務

これらの公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(e) デリバティブ取引

通貨オプションおよび通貨スワップについては、取引先の金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2に分類しております。

(f) 社債

企業結合により取得した社債の公正価値は、公表されている市場価格を参照して算定しており、レベル2に分類しております。

(g) その他の金融資産、その他の金融負債

償却原価で測定する3ヶ月超の定期預金、長期未収入金、敷金または預り保証金は、レベル2に分類しております。なお、公正価値は帳簿価額と近似しているため、注記を省略しております。

(2) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2： レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値
公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期末日に発生したものと認識しております。また、各レベル間の振替はありません。

償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次の表には含めておりません。また、第1四半期連結会計期間より、リース債務については、次の表には含めておりません。

前連結会計年度(2018年12月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
金融負債					
借入金	192,248		192,554		192,554
未払金	41,682		41,626		41,626
リース債務	2,762		2,767		2,767
合計	236,692		236,947		236,947

当第3四半期連結会計期間(2019年9月30日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
金融負債					
借入金	814,719		822,261		822,261
社債	12		12		12
未払金	20,465		20,447		20,447
合計	835,196		842,720		842,720

公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産および金融負債の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2018年12月31日)

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
上場株式	2,017			2,017
非上場株式			1,245	1,245
合計	2,017		1,245	3,262
金融負債				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債		14,318		14,318
合計		14,318		14,318

当第3四半期連結会計期間(2019年9月30日)

(単位：百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
投資信託	3,686			3,686
非上場株式			872	872
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
非上場株式			2,754	2,754
合計	3,686		3,626	7,312
金融負債				
純損益を通じて 公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債				
その他			286	286
合計			286	286

レベル3に分類された金融商品の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
期首残高	1,463	1,245
当期の利得または損失合計	310	332
損益 (注) 1		283
その他の包括利益 (注) 2	310	49
購入		
売却		60
決済		
企業結合による取得		2,816
その他	461	43
期末残高	1,312	3,626

レベル3に分類された金融負債の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
期首残高		
当期の利得または損失合計		
損益 (注) 1		
その他の包括利益 (注) 2		
購入		
売却		
決済		
企業結合による取得		294
その他		8
期末残高		286

(注) 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、金融収益及び金融費用に含まれておりません。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結包括利益計算書上の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しております。

3. レベル3に分類されている金融商品は、非上場株式によって構成されております。非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針などに従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて公正価値を測定しております。公正価値測定結果については、適切な権限者がレビュー、承認しております。なお、レベル3に分類された金融商品について、それぞれ合理的と考えられる代替的な仮定に変更した場合に、公正価値の金額に重要な変動はないと考えております。

17. 偶発事象

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、様々な国や地域で訴訟、規制当局の調査その他の法的手続の当事者になる可能性があります。

当社グループが現在当事者となり、または今後当事者となる可能性のある法的手続について、その解決には相当の時間、費用などを要する可能性があり、結果を予測することは困難ですが、その結果が、当社グループの事業、業績、財政状態、キャッシュフロー、評判および信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、合理的に見積りが可能な限りにおいて、以下に記載する事案のいくつかについて訴訟損失引当金を計上しております。また、以下の記載する事案以外にも他社との訴訟や損害賠償請求案件などの支払に備えた訴訟損失引当金を計上しております。なお、IAS第37号の第92項に従い、当社グループの立場が不利になる可能性があるため、これらの事案に関する詳細な内容は開示しておりません。

（特許侵害およびトレード・シークレットの不正使用等に関する民事訴訟）

当社米国子会社は、特許侵害およびトレード・シークレットの不正使用等に関連して、他社から米国で民事訴訟を提起されております。2008年11月、当社の米国子会社に対して、米国テキサス州東部地区連邦地裁裁判所（以下「第一審裁判所」）において特許侵害およびトレード・シークレットの不正使用等の主張に基づく民事訴訟が提起されました。2016年6月、第一審裁判所は、当社米国子会社に対する77.3百万米ドルの賠償命令を含む判決を出しましたが、当社米国子会社は米国連邦巡回控訴裁判所（以下「第二審裁判所」）に控訴しました。2018年7月、第二審裁判所は、第一審裁判所の判決による賠償額を取り消し、第一審裁判所での再審理を命じました。

（独占禁止法（競争法）違反の可能性に関する民事訴訟）

当社グループは、スマートカードチップに関する独占禁止法（競争法）違反の可能性に関連して、同製品の購入者からカナダおよび英国で民事訴訟を提起されております。カナダにおける民事訴訟は、2013年7月にブリティッシュコロンビア州上位裁判所において提起され、現在も係属中であります。英国における民事訴訟は、2014年12月にイングランド・ウェールズ高等法院において提起され、その後訴訟当事者の要求により訴訟手続は停止されております。

（環境汚染問題に関する請求）

当社台湾子会社は、事業承継元の会社が過去に保有していた台湾の工場において生じた環境汚染問題に関連して、損害賠償請求を受けております。

2004年6月以降、当社台湾子会社は、事業承継元の会社が過去に保有していた台湾の工場において生じた環境汚染問題に関する汚染浄化費用ならびに当該工場に勤務していた元従業員等が提起した環境汚染問題に関する集団訴訟における賠償責任および訴訟費用について、他社から損害賠償請求権を留保している旨の通知を受けておりました。当社台湾子会社は当該集団訴訟の被告ではありませんが、2017年12月、上記請求について、当該請求者から当社台湾子会社に対して仲裁の申し立てがなされました。その後当該請求者の要求により仲裁手続は停止されております。

2 【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟等

「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 17. 偶発事象」に記載のとおりであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月7日

ルネサスエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤	山	宏	行
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宍	戸	賢	市
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近	藤		仁
--------------------	-------	---	---	--	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているルネサスエレクトロニクス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年9月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ルネサスエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

事業セグメントに関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2019年3月28日付で無限定適正意見を表明している。

ただし、2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して比較情報として作成された要約四半期連結財務諸表については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。

なお、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠した2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表については、前任監査人によって四半期レビューが実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2018年11月2日付で無限定の結論を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。